

三芳町既存住宅耐震化助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三芳町建築物耐震改修促進計画に基づき、現に存する住宅について耐震診断、耐震改修、建替え、簡易耐震改修を実施する町内の既存住宅の所有者に対して、予算の範囲内においてその費用の一部を助成すること（以下「耐震化助成」という。）により、地震による既存住宅の倒壊の被害を防ぎ、安全な住宅の整備の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸建て住宅等 戸建て住宅又は兼用住宅（住宅の用途以外に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1以上であるもの又は20平方メートルを超えるものを除く。）で、木造にあっては地階を除く階数が2階以下のものをいう。
- (2) 分譲マンション等 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者の居住の用に供している分譲マンション等で、全戸数の半数以上に区分所有者が居住しているものをいう。
- (3) 既存住宅 町内に所在し、建築確認を取得して昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅等及び分譲マンション等をいう。
- (4) 耐震診断 既存住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (5) 耐震補強設計 木造にあっては、耐震診断の上部構造評点が1.0未満又は耐震診断で地盤若しくは基礎が安全でないと診断された建築物について、当該建築物の上部構造評点が1.0以上又は地盤若しくは基礎が安全になるよう行われる工事の設計をいい、木造以外にあっては、耐震診断の構造耐震指標が0.6未満の建築物について当該建築物の構造耐震指標が0.6以上になるよう行われる工事の設計をいう。
- (6) 耐震改修 耐震補強設計に基づいて実施される改修工事をいう。
- (7) 建替え 現に存する戸建て住宅等を除却し、同一敷地内において新たに戸建て住宅等を建築する工事をいう。ただし、公共事業の施行に伴うものを除く。

(8) 簡易耐震改修 戸建て住宅等が倒壊しても安全な空間が確保できる耐震シェルター又は防災ベッドのいずれかの購入、1階部分に設置を行う工事をいう。

(助成の対象となる住宅)

第3条 耐震化助成のうち耐震診断に対する助成の対象となる住宅は、既存住宅とする。

2 耐震化助成のうち耐震改修及び簡易耐震改修に対する助成の対象となる住宅は、既存住宅であって、木造にあつては、耐震診断の上部構造評点が1.0未満又は耐震診断で地盤若しくは基礎が安全でないと判断されたものとし、木造以外にあつては、耐震診断の構造耐震指標が0.6未満のものとする。

3 耐震化助成のうち建替えに対する助成の対象となる住宅は、戸建て住宅等であつて、木造にあつては、耐震診断の上部構造評点が1.0未満又は耐震診断で地盤若しくは基礎が安全でないと判断されたものとし、木造以外にあつては、耐震診断の構造耐震指標が0.6未満のものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他法令に違反していることが明らかな建築物は耐震化助成の対象とならない。

(助成の対象者)

第4条 耐震化助成の対象となる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 耐震診断又は耐震改修に係る耐震化助成

ア 戸建て住宅等 戸建て住宅等を所有し、かつ、居住している者

イ 分譲マンション等 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第2条第3号に規定する管理組合その他管理を行う団体(以下「管理組合等」という。)で、耐震診断又は耐震改修の実施の決議がなされているもの

(2) 建替えに係る耐震化助成 戸建て住宅等を所有し、かつ、居住している者

(3) 簡易耐震改修に係る耐震化助成 戸建て住宅等を所有し、かつ、居住しているもの

2 前項の規定にかかわらず、町税を滞納している者は、耐震化助成の対象とな

らない。

(助成の対象となる耐震診断)

第5条 耐震化助成の対象となる耐震診断は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 戸建て住宅等 木造にあっては、一般財団法人日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく一般診断法又は精密診断法で行ったものとし、木造以外にあっては、一般財団法人日本建築防災協会が定める「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」又は「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に基づく診断方法で行ったもの
- (2) 分譲マンション等 一般財団法人日本建築防災協会が定める「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」又は「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に基づく診断方法で行い、その診断が適正であるかどうかについて公的機関又はこれに準じる機関（以下「公的機関等」という。）の判定を受けたもの

(助成の対象となる耐震改修及び簡易耐震改修)

第6条 耐震化助成の対象となる耐震改修及び簡易耐震改修は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 戸建て住宅等の耐震改修 戸建て住宅等の耐震診断を行った建築士事務所が耐震補強設計及び耐震改修の監理を行ったもの
- (2) 分譲マンション等の耐震改修 分譲マンション等の耐震診断を行った建築士事務所が耐震補強設計及び耐震改修の監理を行い、かつ、延べ面積が1,000平方メートル以上で地階を除く階数が3階以上の建築物（以下「大規模建築物」という。）にあっては、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第3項の規定による建築物の耐震改修の計画の認定を受けたものとし、大規模建築物以外の建築物にあっては、その耐震改修の計画が適正であるかどうかについて公的機関等の判定を受けたもの
- (3) 簡易耐震改修 戸建て住宅等において、耐震シェルター又は防災ベッドのいずれかを購入し、1階部分に設置を行うもの

(助成の対象となる建替え)

第7条 耐震化助成の対象となる建替えは、戸建て住宅等で建築確認が取得できたものとする。

(耐震診断等資格者)

第8条 耐震診断、耐震補強設計及び耐震改修の監理、建替えの設計及び監理を実施することができる者は、建築士事務所（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所をいう。）の建築士とする。

(耐震改修、簡易耐震改修及び建替え施工者)

第9条 耐震改修及び建替えを施工することができる者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者とする。ただし、耐震シェルター又は防災ベッドの購入及び設置については、この限りではない。

(助成金の額)

第10条 耐震化助成の助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 耐震診断に対する助成 次に掲げる区分に応じた額

ア 戸建て住宅等 耐震診断に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は5万円のいずれか少ない額

イ 分譲マンション等 1棟につき、耐震診断に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額、戸数に2万円を乗じて得た額又は100万円のうち最も少ない額

(2) 耐震改修に対する助成 次に掲げる区分に応じた額

ア 戸建て住宅等 耐震改修に要した費用の額に100分の20を乗じて得た額又は20万円のいずれか少ない額

イ 分譲マンション等 1棟につき、耐震改修に要した費用の額に100分の20を乗じて得た額、戸数に10万円を乗じて得た額又は500万円のうち最も少ない額

(3) 建替えに対する助成の額 戸建て住宅等の建替えに要した費用の額に100分の20を乗じて得た額又は20万円のいずれか少ない額

(4) 簡易耐震改修に対する助成 次に掲げる区分に応じた額

ア 耐震シェルター 耐震シェルターの購入及び設置に要した費用の額に
2分の1を乗じて得た額又は20万円のいずれか少ない額

イ 防災ベッド 防災ベッドの購入及び設置に要した費用の額に2分の1
を乗じて得た額又は10万円のいずれか少ない額

(助成の制限)

第11条 前条各号に定める耐震化助成は、それぞれ対象となる住宅1棟に対し
1回限りとする。

(申請手続)

第12条 耐震化助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、実施
前に次の各号の区分に応じ、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければな
らない。

(1) 耐震診断

ア 三芳町既存住宅耐震化助成申請書(様式第1号)

イ 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)

ウ 現存する住宅の建築確認済証又は建築時期がわかる書類の写し

エ 当該住宅の所有者全員が確認できる書類

オ 申請者以外の当該住宅の所有者が耐震診断を実施することについて承
諾する旨の書類(様式第2号)

カ 町が町税の納付及び居住の状況等を確認することについて同意する旨
の書類(様式第3号)

キ 耐震診断の実施の決議がなされていることが確認できる書類(分譲マン
ション等)

ク 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類

(2) 耐震改修

ア 三芳町既存住宅耐震化助成申請書(様式第1号)

イ 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)

ウ 現存する住宅の建築確認済証又は建築時期がわかる書類の写し

エ 当該住宅の所有者全員が確認できる書類

オ 耐震診断報告書(様式第10号又は様式第11号)

カ 申請者以外の当該住宅の所有者が耐震改修を実施することについて承

諾する旨の書類（様式第2号）

キ 町が町税の納付及び居住の状況等を確認することについて同意する旨の書類（様式第3号）

ク 耐震改修の実施の決議がなされていることが確認できる書類（分譲マンション等）

ケ 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類

(3) 建替え

ア 三芳町既存住宅耐震化助成申請書（様式第1号）

イ 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）

ウ 現存する住宅の建築確認済証又は建築時期がわかる書類の写し

エ 当該住宅の所有者全員が確認できる書類

オ 耐震診断報告書（様式第10号又は様式第11号）

カ 申請者以外の当該住宅の所有者が建替えを実施することについて承諾する旨の書類（様式第2号）

キ 町が町税の納付及び居住の状況等を確認することについて同意する旨の書類（様式第3号）

ク 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類

(4) 簡易耐震改修

ア 三芳町既存住宅耐震化助成申請書（様式第1号）

イ 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）

ウ 現存する住宅の建築確認済証又は建築時期がわかる書類の写し

エ 当該住宅の所有者全員が確認できる書類

オ 耐震診断報告書（様式第10号又は様式第11号）

カ 申請者以外の当該住宅の所有者が簡易耐震改修を実施することについて承諾する旨の書類（様式第2号）

キ 町が町税の納付及び居住の状況等を確認することについて同意する旨の書類（様式第3号）

ク 配置図及び平面図（耐震シェルター又は防災ベッドの設置場所を表示）

ケ 見積書の写し

コ カタログ等

サ 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類
(適合通知等)

第13条 町長は、前条各号による申請を受けたときは、速やかにこれを審査し、この要綱その他関係法令に適合しているときは、三芳町既存住宅耐震化助成適合通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(着手)

第14条 前条の通知書を受けた申請者(以下「適合者」という。)は速やかに着手するものとする。耐震改修については、耐震補強設計が完了したときは、耐震補強設計完了届出書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震補強設計図
- (2) 耐震診断書
- (3) 耐震改修内訳書(耐震改修とリフォーム等工事を分けて記載したもの)
- (4) 耐震診断等資格者の建築士法第5条第2項による建築士免許証及び建築士法第23条の3第1項による建築士事務所登録済証の写し
- (5) 分譲マンション等の場合で、大規模建築物にあっては、建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項の規定による建築物の耐震改修の計画の認定を受けたことを証する書類、大規模建築物以外の建築物にあっては、耐震改修の計画が適正であるかどうかについて公的機関等の判定の結果が記載された書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類

2 町長は、前項の規定による届出を受けた場合は、その内容を審査し、当該耐震補強設計が適切でないときは、三芳町既存住宅耐震化助成指導通知書(様式第6号)により当該適合者に対し、是正するために必要な措置をとるよう指導するものとする。

3 適合者が前項の規定による指導に応じないときは、三芳町既存住宅耐震化助成取消通知書(様式第7号)により当該適合者に対して助成の適合を取り消すものとする。

4 適合者は、耐震診断、耐震改修、建替え、簡易耐震改修を取りやめるときは、三芳町既存住宅耐震化助成辞退届出書(様式第8号)を速やかに町長に提出し

なければならない。

(中間検査)

第15条 町長は、必要があると認めたときは、耐震改修及び建替えについて中間検査を実施することができる。

(完了報告)

第16条 適合者は、次の各号の区分に応じ、速やかに三芳町既存住宅耐震化助成完了報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断

ア 耐震診断の契約書の写し

イ 耐震診断の領収書の写し

ウ 耐震診断報告書(様式第10号又は様式第11号)

エ 耐震診断等資格者の建築士法第5条第2項による建築士免許証及び建築士法第23条の3第1項による建築士事務所登録済証の写し

オ 分譲マンション等は、診断が適正であるかどうかについて公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し

カ 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類

(2) 耐震改修

ア 耐震補強設計及び耐震改修契約書の写し

イ 耐震補強設計費用及び耐震改修費用の領収書の写し

ウ 建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項による確認済証の写し(建築確認を取得した改修の場合)

エ 耐震診断等資格者の建築士法第5条第2項による建築士免許証及び建築士法第23条の3第1項による建築士事務所登録済証の写し

オ 耐震改修の内容がわかる工事状況写真及び工事監理報告書

カ 建築基準法第7条第5項若しくは同法第7条の2第5項による検査済証の写し(建築確認を取得した改修の場合)

キ 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類

(3) 建替え

ア 建替え(新築)工事契約書の写し

- イ 建替え（新築）工事費用の領収書の写し
- ウ 建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項による確認済証の写し
- エ 耐震診断等資格者の建築士法第5条第2項による建築士免許証及び建築士法第23条の3第1項による建築士事務所登録済証の写し
- オ 建替え（新築）工事の内容がわかる工事状況写真及び工事監理報告書
- カ 建築基準法第7条第5項若しくは同法第7条の2第5項による検査済証の写し
- キ 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類

(4) 簡易耐震改修

- ア 耐震シェルターの購入及び設置に係る契約書等の写し
- イ 耐震シェルター又は防災ベッドの購入及び設置費用の領収書の写し
- ウ 耐震シェルター又は防災ベッドの設置の完了が確認できる現場写真（当該現場写真は、現場の設置前、設置中及び設置後の写真とする。）
- エ 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類

（決定通知）

第17条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかにこれを審査し、適正に行われたと認めるときは、三芳町既存住宅耐震化助成決定通知書（様式第12号）により適合者に通知するものとする。

（助成金の請求等）

第18条 前条の通知書を受けた適合者は、三芳町既存住宅耐震化助成金請求書（様式第13号）により町長に請求するものとする。

2 町長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

3 同条第1項の請求は、前条の規定による通知のあった日の属する年度の2月末日までに提出しなければならない。

（不正利得の徴収等）

第19条 町長は、適合者が、偽りその他の不正の手段によって助成を受けたとき、又は関係法令等の規定に違反したときは、当該助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。